

枚方市相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業実施事業者募集要項

1 目的

枚方市において、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項3号に基づく障害者相談支援事業を行うとともに創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与するため、法第77条第1項9号に基づき市内6か所に設置している地域活動支援センターⅠ型について、この度委託法人の辞退に伴い、新たな実施事業者について公募を行うこととしました。

つきましては、以下の条件で障害者相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業を市の委託により新規に実施する事業者を募集します。

2 事業の概要

(1) 実施事業

- ① 法第77条第1項3号に基づく障害者相談支援事業で、障害者等の各般の生活課題について、障害者やその家族、事業者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止のための関係機関との連絡調整等の権利擁護のために必要な次の支援を行うこと。
 - ア. 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
 - イ. 社会資源を活用するための支援
 - ウ. 社会生活力を高めるための支援
 - エ. 権利の擁護のために必要な援助
 - オ. 専門機関の紹介
 - カ. 障害福祉サービスを利用するための法に定める障害支援区分の認定調査
 - キ. ピアカウンセラーを配置し、必要に応じピアカウンセリング（任意事業とし、ピアカウンセラーを配置した際には委託料に加算します。）
 - ク. その他必要な援助
 - ② 法第77条第1項9号に基づく地域活動支援センターⅠ型事業で、障害者等の日中活動の場として、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を行うこと。また、地域活動支援センター機能強化事業として、上記に加えて専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業及び本市が実施する事業において、利用対象者の支援を行う従事者の養成及び資質向上等を図るための研修を実施し、障害者等の地域生活支援の促進を図ること。
- ③上記①・②の事業を行う他、サービス提供に関する新たな取り組みや、年間行事等について

て法人の考え方を示すほか、提案があれば行うこと。

(2) 開設時期

令和8年（2026年）4月1日から開設すること。

(3) 募集事業者数

1事業者

(4) 事業の対象者

法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児、その他特に支援が必要と認められる者

(5) 事業委託期間

令和8年（2026年）4月1日より令和9年（2027年）3月31日まで

※障害者地域生活支援事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）による運営評価の結果により、再度契約をすることがあります。

3 応募資格及び欠格条項

次の要件を充足する社会福祉法人及び 会社法（平成17年法律第86号・民法（明治29年法律第89号）・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）上の法人、その他法人で、障害者相談支援事業、及び地域活動支援センターI型事業の運営を円滑に行うことができ、現に法第5条第18項に規定する特定相談支援事業を行っている事業所（以下「特定相談支援事業所」という。）を枚方市内に有し（枚方市内の特定相談支援事業を新規指定申請中で、令和7年（2025年）11月1日時点で指定見込みの場合を含む）ていること。ただし、制度の改正や社会状況等の変化により、本要項の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする。

- (1) 障害者相談支援事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (2) 法令、通知等を遵守し、受託した法人自らが運営すること。
- (3) 枚方市の障害福祉行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (4) 国税（申告所得税又は法人税及び消費税）・市税（軽自動車税、事業所税、法人市民税等）に係る徴収金を完納していること。
- (5) 申請締切日時点において、市の指名停止措置を受けているものは、申請者となることはできません。また、申請締切日時点において、次のいずれかに該当する法人も申請者となることができません。
 - ①地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第142条の兼業禁止規定に抵触するもの。
 - ②法人の代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

- ③代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 3 年を経過しないもの。
- ④団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 3 年を経過しないもの。
- ⑤法人又はその代表者が本事業の運営に関連する法規に違反した場合において講じた改善策について、本事業の運営に関し、適切であると認められないもの。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。
- ⑧平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年 4 月 25 日法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしているもの。
- ⑨平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたもので、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。

（6）申請の制限

申請は、1 法人につき 1 件とする。

4 事業実施施設等の要件

以下の要件を全て満たす事業計画を提案すること。

4-1 施設物件

- (1) 枚方市内に所在し、特定相談支援事業所との併設とする。なお、障害者が容易に訪問可能な交通アクセスの整った立地条件であること。
- (2) 応募時点で、事業者が物件を取得または賃借している、またはその見込みがあること。
- (3) 地域活動支援センター I 型事業を実施する上で、構造及び設備等の内容が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等関係法令に適合する施設であること。
- (4) 枚方市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 12 月 9 日条例第 43 号 以下「条例」という。）に基づき、以下の設備を設置すること。
 - ①創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等をすることができる場所で

あつて 20 人以上の人員を利用させることができる規模を有するもの。(利用者一人当たりの床面積は概ね 3 平方メートル以上とすること)
②便所 (利用者の特性に応じたものであること。)
(5) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災 (事業所が 1 階以外にある場合は、避難ルートについても複数確保を行う) について十分考慮すること。

4-2 運営内容 (実施条件)

(1) 条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画 相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号) を遵守した運 営を行うこと。

(2) 社会復帰の促進及び地域生活の安定を図るため、利用者からの相談等に応じ、必要な助言や 情報提供等を行うこと。また、創造的活動または生産的活動、社会との交流促進等の事業を行 うこと。

(3) 利用者の生活能力の向上を目指した活動を取り入れること。

(4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行 うとともに、従業者に対し、研修を実施すること。

(5) 枚方市障害福祉サービス事業者連絡会に加入すること。

(6) 枚方市自立支援協議会に参画すること。

(7) 事業は、1 週間のうち土・日曜日の両日、或いはいずれかを含む 5 日以上実施することを原 則とする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除くことができる。

(8) 事業実施時間の開始は午前 10 時以前、終了は午後 5 時以降の時間とすること。

(9) 委託契約締結以降に行われる選定審査会による運営評価に係る調査、ヒアリング等に対し協 力すること。

4-3 職員配置

(1) 管理者 1 名 (指導員その他の業務に従事可)

(2) 指導員 3 名 (うち 1 名は専任者とし、2 名以上を常勤として配置すること。)

(3) 専門職員として、精神保健福祉士等を配置する

(4) 相談支援専門員 2 名 (うち 1 名は専従とする)

(5) ピアカウンセラー 1 名以上 (任意事業とし、ピアカウンセラーを配置した際には委託料に加 算します。)

4-4 委託料

市と法人は委託契約を締結し、市は次のとおり委託料を支払う。

障害者相談支援事業

年額 8,580,000 円

ピアカウンセラー配置加算（2（1）①キの事業を実施した場合）

年額 3,520,000円

枚方市地域活動支援センター事業（基礎事業分）

年額 6,000,000円

地域活動支援センター機能強化委託料

年額 6,000,000円

※上記委託料は令和7年度現在の金額であり今後変更する可能性があります。

※いずれも消費税込み。

4-5 引き継ぎ等について

- (1) 法人決定後、市が委託する他の相談支援事業所及び地域活動支援センターから利用者について引き継ぎの依頼があった際には利用者個々の特性把握や支援方法等についての確認を行うとともに、依頼元の職員と引き継ぎのための協議を行うこと。
- (2) 枚方市職員が相談支援内容等の確認のため、法人本部や実施事業所等に訪問するときは協力すること。

5. 募集要項及び申込書類の配布

- (1) 配布日時：令和7年（2025年）8月22日（金）から10月20日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 配布場所：枚方市役所 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課（枚方市役所別館1階）
※募集要項及び申込書類は、市ホームページからダウンロードして入手できます。

6. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：令和7年10月6日（月）から10月20日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- (2) 受付場所：枚方市役所 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課（市役所別館1階）
- (3) 申込書類は、事前に日時を連絡の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (4) 提出部数：12部（正本1部、写し11部）
※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。
- (5) 本要項において必須とする事業以外の事業を提案する場合や、事業所として使用する物件を手配し事業を実施する過程で必要となる要件や手続き等については、市関係部署等への事前相談を行った上で応募してください。
- (6) 応募者は、応募申込書類の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとします。
- (7) 状況により追加書類を提出していただく場合があります。

- (8) 提出された応募申込書類については、返却いたしません。
- (9) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。
- (10) 応募申込書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、本事業において事業概要を公表する場合及びその他本市が必要と判断した場合には、本市は事業実施計画の提案書等書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

7. 提出書類

別紙「枚方市相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業等受託の応募に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

8. 募集に係る質問等について

- ◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、9月5日（金）午後5時30分までに、電子メールで下記メールアドレスに送信してください。（電話・FAX・来所による方法での質問にはお答えできません。）
- ◇回答については、9月16日（火）から枚方市のホームページ上で公開します。回答内容は、本募集要項と一体のものとして取り扱いますので、必ず参照してください。

メールアドレス shogaif@city.hirakata.osaka.jp

9. 選定及び決定等

- (1) 選定は、選定審査会において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。
- (2) 選定は、提出された書類及び応募法人の代表者等によるプレゼンテーションにより行います。プレゼンテーションは10分以内とし、プレゼンテーション後、審査委員よりヒアリングを行います（プレゼンテーションを含め、おおむね20分程度）。また、その内容については会議録として、後日、公表します。
なお、プレゼンテーションの際にパワーポイント等を使用される場合は、審査日の1週間前までに申し出のうえ、データのご提出をお願いします。
- (3) 選定は、選定審査会において、別に定める選定基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選定します。
- (4) 応募法人が1法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。
- (5) 選定結果については、書面で通知するとともに、法人選定後、市のホームページ等で選定の結果、申込者名、審査結果の概要等を公表します。また、本件に係る応募法人からの提出書類について情報公開請求があった場合は、枚方市情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- (6) 法人選定後、選定された法人の様式9〔提案内容概要書〕については、会議等への説明資料として活用します。
- (7) 評価項目

本募集要項、各関係法令に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、以下の評価項目に沿って審査し、点数評価します。なお、評価項目に対する提案内容については、履行責任を負うものとします。

評価項目	評価内容
応募法人の経営等に関する事項	6点
運営理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ●法人の設立目的・経営実績、運営理念・方針 ●特定相談支援事業の運営実績
申請理由	<ul style="list-style-type: none"> ●応募の動機や目的
経営状態	<ul style="list-style-type: none"> ●経営状態の安定
事業運営等に関する事項	14点
支援の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス提供の基本方針
開所日・開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施日、時間帯
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待委員の設置・研修の実施 ●災害訓練、消防訓練の実施、マニュアルの整備 ●苦情解決責任者・担当者の設置 ●事故発生時の対応・損害賠償保険の加入
サービス内容等に関する事項	12点
指定計画相談支援の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者等の選択に基づく適切な指定計画相談支援の実施 ●関係者との連携、地域の社会資源の改善、開発の実施 ●研修の実施等、相談支援専門員等の資質向上への取組み。
その他提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな取り組みの有無。（加点事項）
職員体制に関する事項	11点
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ●市条例等の配置基準の遵守 ●常勤職員の配置 ●専門職員の配置 ●専従職員の配置 ●ピアカウンセラーの配置（任意）（加点事項）
事業を行う物件に関する事項	9点
物件の確保・構造と設備	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に所在、交通の利便性 ●東部地域に所在（加点事項） ●物件の取得見込み ●構造及び設備等が基準と合致 ●基準条例に基づく設備の設置

※本要項においての東部地域は、津田南、藤阪、田口山、菅原東、菅原、西長尾、津田、氷室及び長尾の9小学校区を指すものです。

10. その他

- (1) 申し込みの際の提出書類・ヒアリングの内容等、選定に係る内容で不正又は虚偽の内容があった場合は、実施事業者としての決定を取り消すものとします。
- (2) 申請団体は、選定審査会委員に対し、本件申請について接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (3) 実施事業者として決定した後の計画の変更は、原則認めません。ただし、軽微な変更はこの限りではありません。
- (4) 事業計画の中止や実施事業者として決定されなかったことによる一切の損害等について、市は責任を負いません。
- (5) 実施事業者として決定した後に、他の法人に権利譲渡することは原則認めません。

11. 問い合わせ先

枚方市健康福祉部 福祉事務所 障害企画課
住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話番号 072-841-1152 (直通)
ファクス番号 072-841-5123
メールアドレス shogaif@city.hirakata.osaka.jp